

## 女性向けキャリアデザイン支援事業業務委託仕様書

### 1 業務の目的

本事業は、県内の働く場における、女性のキャリアの継続とキャリアアップ支援を目的に、受講者の状況（係長相当、若手等）、成長課題に適したプログラムを提供するため、コース別のキャリアデザイン講座を実施するものである。

なお、本業務は、地方公共団体が地域の実情に応じて行う女性の活躍の推進に資する取組を支援することにより、地域内における関係団体の連携を促進し、女性の活躍を迅速に重点的に推進することを目的とする内閣府の「地域女性活躍推進交付金」を活用し、実施するものである。

### 2 業務名

女性向けキャリアデザイン支援事業業務委託

### 3 委託期間

契約日から令和9年3月12日（金）まで

### 4 委託業務の内容

#### (1) 趣旨

三重県内で働く女性を対象とした連続型の講座を、対象者・内容の異なる、次の2つのコースで実施する。

なお、本業務は、知識の習得にとどまらず、参加者のキャリア形成を支援するとともに、その学びや気づきが職場における意識や行動の変化につながることを目指す。

#### (2) 連続型講座の概要

下記の①、②のコースを設けることとする。

なお、講座内容については次の例を参考に受託者で提案し、県と協議のうえ決定するものとする。

#### ① キャリアデザインコース（若手コース）

ア) 対象者 20代～30代の初期キャリア期の女性

イ) 募集人数 20名程度を目安とする

ウ) 講座内容の一例

- ・今後のキャリア・働き方への漠然とした不安を解消するための講座
- ・やりがいや働きがいを感じる考え方・働き方に関する講座
- ・横のつながりをつくるための受講者同士の交流

#### ② マネジメントコース（中堅コース）

ア) 対象者 30代～の係長相当職または昇進予定の女性

イ) 参加人数 20名程度を目安とする

ウ) 講座内容の一例

- ・リーダーシップ・マネジメントに関する講座
- ・心身の健康・女性特有の健康課題とキャリアに関する講座
- ・横のつながりをつくるための受講者同士の交流

### (3) 2つのコースに関する共通事項

#### ア) 講座の回数及びスケジュール

- ・ 9月 2つのコース合同で、対面でのキックオフを実施する。(3時間程度)
- ・ 10月 少なくとも月1回オンラインでの講座とグループワークを実施する。  
(2時間程度)
- ・ 11月 少なくとも月1回オンラインでの講座とグループワークを実施する。  
(2時間程度)
- ・ 12月 2つのコース合同で、対面での修了式兼成果共有会を実施する。  
(3時間程度)

#### イ) 対面の講座について

三重県津市内の会議室等で行う。

また、会場の手配、司会・進行役の手配、進行シナリオの作成、資料の印刷等、開催にかかる全ての業務を受託者で実施するものとし、費用は委託費に含めるものとする。

#### ウ) オンラインの講座について

Z o o m等のオンライン会議システムにより実施するものとし、オンライン会議システムの手配、オンライン上でのグループワークの実施、受講者への URL の案内等、開催にかかる全ての業務を受託者で実施するものとし、費用は委託費に含めるものとする。

#### エ) 講師について

本業務の目的に適した講師を受託者で選定し、県と協議の上決定するものとする。

なお、講師の性別は問わない。

また、1人の講師が複数の講座を担当することも可能とする。

#### オ) ロールモデルについて

いずれのコースも、講座の中で2回以上、女性ロールモデルと交流する機会を設ける。なお、うち1回は県内で活躍する女性ロールモデルとする。

#### カ) 受講者への学習教材等の提供について

動画や資料等の提供により、講座外においても受講者がキャリア形成について自己学習できるよう工夫すること。

## 5 開催にかかる留意点

ア) 開催にあたり、募集チラシ（A4サイズ、両面フルカラー）を2000枚作成し県に納品すること。

イ) 各種メディア等の媒体を活用するなど、効果的な参加者募集に努めること。

ウ) 本交流会の運営にあたっては、進行にかかる手順を記した「運営マニュアル」及び「進行台本」を作成し、必要に応じて参加者及びスタッフへの配布を行うほか、参加者との事前調整、資料作成、会場の設営・撤収、進行、参加者への案内など、運営に必要な一切の業務を行うこととする。

## 6 委託業務の実施条件

- (1) 本委託事業の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けることとする。
- (2) 本委託事業における実施内容は、提案内容を踏まえ、三重県と協議のうえ、委託契約を締結する。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、その都度三重県と協議するものとする。
- (4) 本業務において作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は三重県に属するものとする。
- (5) 受託者は、県の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を県に提出し、県の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

## 7 必要書類の提出等

受託者は、本業務に係る契約の締結後、速やかに本課に以下の書類を提出するものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 行程表
- (3) 個人情報責任体制等報告書
- (4) その他、三重県が必要とする書類

## 8 納品する成果品

業務完了後、速やかに業務完了報告書（様式任意、A4判・両面印刷）を提出して完了検査を受けることとする。

なお、業務完了報告書には次の項目を含むこと。

- (1) 委託業務の実施内容
- (2) 委託業務の成果・事業効果の検証結果
- (3) 委託業務収支決算（計算）書
- (4) 委託業務にかかる支出の費目別内訳
- (5) 紙媒体以外による活動の場合は、写真等、履行状況が確認できるもの
- (6) その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- (7) 上記資料に関する電子データ 1式（CD-R等）

## 9 特記事項

- (1) 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。なお、「個人情報の保護に関する法律」第176条、第180条及び第184条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意すること。
- (2) 受託者は、業務の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。

- (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - (ウ) 委託者に報告すること。
  - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (3) 受託者が上記(2)の(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。